**感染拡大防止について（職場における確認事項）**R2.5.12現在 ●立●特別支援学校

**■感染防止の基本的対策**

・咳エチケットを徹底している。（症状がなくてもマスクの着用）

・手洗いを徹底している。（特に出勤時,昼食時,帰宅時）

30秒程かけて水と石鹸で丁寧に

（手指消毒薬の使用も可）

＜健康観察の徹底＞

※公共交通機関利用の場合は一層の配慮の必要

・出勤前に体温を確認している。（平熱であるか）※健康観察記録用紙の活用など

・出勤前に風邪症状を確認している。（風邪症状等がある場合は職場に報告し、出勤しない）

・長時間労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。

・十分な栄養摂取と睡眠時間の確保をしている。

**■クラスター発生防止のための対策**

・換気の徹底　1時間に２回 窓を全開している。

・電車等公共交通機関の利用に際し窓開けに協力している。会話控え、混雑時避ける

＜密集場所の改善＞

・在宅勤務に積極的に取り組んでいる。

・人が集まる形での会議等をなるべく避けている。

合わせて換気の実施とマスクの着用

・対面での会議等を行う場合は、人との距離を２ｍ以上取るようにしている。

・職場内で触れることがある物品等について、拭き取り消毒を行っている。

・昼食時は対面を避け、まわりの人と距離をとっている。

・喫煙場所での密集を避けている。

＜近距離での会話の抑制＞

・職場では人と人との間に距離をなるべくとっている。

・外来者との対面での接触をなるべく避けている。

**■風邪症状が出た場合の対応**

・風邪症状が出た場合は、「出勤しない」。

・次のような症状の場合は「●県帰国者・接触者相談センター」に相談する。

〇息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合、すぐに。

〇重症化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪の症状がある場合、すぐに。

〇発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、必ず。（裏面確認）

く

※緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化ついて（通知）（R2.4.22

●第52号●第21号）、及び同添付資料2.3 ※追加部 (下線）新しい生活様式(R2.5.4)新目安(R2.5.8)厚労省

■**新型コロナウイルス陽性者が出た場合等の対応**

・陽性者等に対し、偏見・差別的な言動はしてはいけない。（誰もがかかる可能性がある）

・陽性が判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに所属長に報告する。（担当：副校長、教頭）

・PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCR検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する。（結果が陰性であった場合も含む）

以下職場対応

・結果を受けた所属長は、特別支援教育課人事班に速やかに連絡する。（※児童生徒、保護者については特別支援教育課指導班に連絡）

・健康情報の取り扱いは、必要最小限の関係者に限る。（校長、副校長、教頭）

＜保健所との連携＞

・濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、陽性者の勤務状況や座席表、フロアの見取り図を準備しておく。（担当：副校長、教頭）

・職場の消毒等については、保健所からの指示に従う。

・保健所からの指示がない場合は、職員室、放送室、印刷室、教室のほか、更衣室やトイレなどの共有スペースの、陽性者が接触したと考えられる箇所の消毒を行う。（消毒剤は消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウムによる清拭）

・清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。正式には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。消毒の実施後は、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

**■相談場所の確認**

**・**必要な相談を受け付けてくれる保健所等を確認してある。（裏面確認）

**帰国者・接触者相談センターの電話番号**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **名称****帰国者・接触者相談センターの電話番号** | **平日8時30分～17時15分** | **左記以外****（土曜,日曜,祝日を含む）** |
| ●保健所●保健所●保健所●保健所●保健所●保健所●保健所 | 《電話》**●●-●●-●●●●-●●-●●**冒頭の自動アナウンスも、通話時間に含まれます。《FAX》**●●-●●-●●**  | 《電話》**●●-●●-●●**冒頭の自動アナウンスも、通話時間に含まれます。 《FAX》**●●-●●-●●** |
| ●市保健所 | 新型コロナ相談ダイヤル《電話》**●●-●●-●●**（毎日9時00分～20時00分） | 《電話》**●●-●●-●●** |
| ●市保健所 | 《電話》**●●-●●-●●** |

(●県HP5/12より)